

●香川県広域水道企業団告示第4号

令和2年香川県広域水道企業団告示第13号（水道料金等の徴収事務の委託）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月14日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前				
委託した徴収事務	主な取扱場所	委託先の名称及び所在地	委託年月日	委託した徴収事務	主な取扱場所	委託先の名称及び所在地	委託年月日	
高松ブロック統括センターに係る水道料金（水道の使用に係る料金をいう。以下同じ。）並びに高松市、三木町及び綾川町から企業団が徴収を受託した下水道使用料等の徴収事務	高松ブロック統括センター窓口	<u>第一環境株式会社</u>	<u>東京都港区赤坂二丁目2番12号</u>	令和5年4月1日	高松ブロック統括センター窓口	<u>ヴェオリア・ジェネッツ株式会社</u>	<u>東京都港区海岸3-20-20</u>	令和2年4月1日
中讃ブロック統括センターに係る水道料金並びに丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、琴平町、多度津町及びまんのう町から企業団が徴収を受託した下水道使用料等の徴収事務	中讃ブロック統括センター窓口	<u>ヴェオリア・ジェネッツ株式会社</u>	<u>東京都港区海岸三丁目20番20号</u>	令和2年4月1日	中讃ブロック統括センター窓口			
西讃ブロック統括センターに係る水道料金及び観音寺市から企業団が徴収を受託した下水道使用料等の徴収事務	西讃ブロック統括センター窓口	三豊市上下水道工事業協同組合・フジ地中情報特定委託業務共同企業体	三豊市高瀬町上勝間2517番地1	令和5年4月1日	西讃ブロック統括センター窓口	三豊市上下水道工事業協同組合・フジ地中情報特定委託業務共同企業体	三豊市高瀬町上勝間2517番地1	令和2年4月1日
東讃ブロック統括センターに係る水道料金並びにさぬき市及び東かがわ市から企業団が徴収を受託した下水道使用料等の徴収事務	東讃ブロック統括センター窓口	<u>第一環境株式会社</u>	<u>東京都港区赤坂二丁目2番12号</u>	令和5年4月1日	東讃ブロック統括センター窓口	<u>ヴェオリア・ジェネッツ株式会社</u>	<u>東京都港区海岸3-20-20</u>	令和2年4月1日

<u>小豆ブロック統括センターに係る水道料金の徴収事務</u>	<u>小豆ブロック統括センターの所管区域（豊島地区を除く。）</u>								
---------------------------------	------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--